

社会福祉法人グラン・ヘリオス会役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人グラン・ヘリオス会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、評議員、理事および監事をいう。

(理事長の報酬)

第 3 条 理事長の報酬は月収とし、別表 1 の通りとする。

2 但し、理事長には第 4 条および第 5 条に定める報酬は支払わない。

3 前項の規定にかかわらず、出張旅費については第 6 条に準拠して支払うこととする。

(理事会および評議員会の出席報酬等)

第 4 条 評議員、理事および監事が、評議員会または理事会に出席した時は別表 2 の額を支払う。

2 その他交通費を除く費用が発生した場合は、実務弁償費として、その費用を領収証と引き換えに支払う。

(役員の勤務報酬等)

第 5 条 評議員会および理事会の日において、会の参加以外に法人および施設の運営のための業務に 2 時間以上あたった場合には、別表 3 により報酬を支払うことができる。

2 役員が評議員会および理事会の日以外において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 3 により報酬および実務弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 6 条 役員が法人および施設運営のために出張する場合は、別表 3 により報酬および旅費等を支給できる。

旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後に精算することができる。

(兼務役員)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用することができる。

(慶弔)

第 8 条 役員が傷病、災害、親族の死亡および本人が死亡した時は別表 4 に定める金額を支給する。

(源泉徴収)

第 9 条 別表 1 の報酬に伴う源泉徴収税額は、法人が徴収してこれを納付する。
2 別表 2 及び別表 3 の報酬は、役員の支給手取り額とし、源泉徴収税は、法人において当該報酬に加算してこれを納付する。

(その他)

第 10 条 本規則に定め無き事項について疑義を生じた時は、理事長に相談し取り進める。
但し、その結果については、評議員会に報告し、評議員会に於いて規程の改訂等を行う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1

理事長の報酬

区分	報酬（月額）	実務弁償費
理事長報酬	280,000 円 遠距離であることから、メール、電話等による指示等を活用するが、4回／月の来苑を想定し算出	実費、ただし交通費及び通信費等は報酬に含む

別表 2

評議員会および理事会出席報酬

区分	報酬（日額）	実務弁償費
評議員・理事 監事業務報酬	10,000 円	実費、ただし交通費は報酬に含む

別表 3

その他の報酬

区分	報酬（日額）	実務弁償費
評議員・理事 監事業務報酬 3 時間未満	10,000 円	実費、ただし交通費は報酬に含む
評議員・理事 監事業務報酬 3 時間以上	20,000 円	実費、ただし交通費は報酬に含む

役員 の 傷病 ・ 災 害 見 舞 金 、 弔 慰 金 等

区分	報酬（日額）	実務弁償費（日額）
傷病見舞金	10,000 円	5 日以上 の 入院
災害見舞金	被害の程度により 10,000～ 30,000 円	火災、水災、風災等
弔慰金	100,000 円 30,000 円	理事長 他の役員
香華料	30,000 円 10,000 円 弔電・生花	配偶者 父母、子 配偶者の父母